

14) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により指定された指定区域

調査区域には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）第15条の17第1項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域が存在します。

調査区域における指定区域の一覧は表4-2-58、位置は図4-2-38に示すとおりです。事業実施区域においては、3箇所の指定区域が存在します。

表4-2-58 廃棄物が地下にある指定区域（事業実施区域内）

指定番号	所在地（詳細）
豊橋12	豊橋市浜道町字窪田3-8の一部, 16, 17-2の一部, 18-1, 19, 20-1の一部, 26-1の一部
豊橋26	豊橋市植田町字法事堂122-1, 122-2, 122-3, 122-7, 123-1, 124-1, 124-5, 124-6, 124-7, 124-10, 124-12
豊橋32	豊橋市浜道町字窪田3-1, 26-3

出典：「マップあいち 廃棄物が地下にある指定区域位置図」（愛知県ホームページ）

15) 地方公共団体の条例等に基づいて定められた地域目標等

① 県民の生活環境の保全等に関する条例第二十六条第1項の規定に基づく総排出量規制区域

愛知県では、「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年3月25日条例第7号、最終改正：令和7年3月25日条例第1号）第26条第1項の規定に基づき、大気指定工場等（大気指定施設）から発生及び排出されるばい煙の総量を規制する必要がある区域を総排出量規制区域として定めており、豊橋市及び田原市が指定されています。大気指定施設は表4-2-59（1）～（3）に示す通りです。

表4-2-59（1） 大気指定施設

No.	大気指定施設	対象規模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	伝熱面積 10m ² 以上
2	水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭若しくはコークスの処理能力 20t/日以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙ばい焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び焼炉（15の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力 1t/時以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算
4	金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（15の項に掲げるものを除く。）	50L/時以上
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（15の項及び19の項から21の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積 1m ² 以上 又は 羽口面断面積 0.5m ² 以上
6	金属の鍛造若しくは圧延、金属若しくは金属製品の熱処理又は溶融亜鉛メッキの用に供する加熱炉	又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上
7	石油製品、石油化学製品又はコーラタール製品の製造の用に供する加熱炉	又は 変圧器の定格容量が 200kVA 以上
8	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり六リットル以上であること。
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉、溶融炉及び加熱炉	火格子面積 1m ² 以上 又は
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（21の項に掲げるものを除く。）	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA 以上
11	乾燥炉（15の項及び18の項に掲げるものを除く。）	

表 4-2-59 (2) 大気指定施設

No.	大気指定施設	対象規模
12	廃棄物焼却炉	火格子面積 2m ² 以上 又は 焼却能力 200kg/時以上 又は 燃焼設備の燃焼能力が重油換算 50L/時以上
13	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力 200kg/時以上
14	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量 1,000kVA 以上
15	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙ばい焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力 0.5t/時以上 又は 火格子面積 0.5m ² 以上 又は 羽口面断面積 0.2m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 20L/時以上
16	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 3L/時以上
17	りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用するりん鉱石の処理能力 80kg/時以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA 以上
18	トリポリりん酸ナトリウムの製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力 80kg/時以上 又は 火格子面積 1m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上
19	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10L/時以上 又は 変圧器の定格容量 40kVA 以上
20	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA 以上
21	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量 0.1m ³ 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA 以上

表 4-2-59 (3) 大気指定施設

No.	大気指定施設	対象規模
22	コークス炉	原料の処理能力 20t/日以上
23	金属表面の付着油の処理施設（燃焼式のものに限る。）	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5L/時以上
24	加熱炉（二の項、六の項、七の項及び九の項に掲げるものを除く。）及び熱風炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上
備考	No. 1 の下欄に掲げる伝熱面積の算定方法は、規格 B 八二〇一及び B 八二〇三の伝熱面積の項で定めるところによる。	

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第12」（愛知県法規集）

② ばい煙発生施設等

愛知県では、「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号、最終改正：令和 7 年 3 月 25 日条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき、事業活動に伴って排出される大気汚染物質について、ばい煙発生施設、粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設を規制対象としています。ばい煙発生施設は表 4-2-60(1)～(5)、粉じん発生施設は表 4-2-61、炭化水素系物質発生施設は表 4-2-62 に示す通りです。

表 4-2-60 (1) ばい煙発生施設対象規模

No.	ばい煙発生施設	対象規模
1	ボイラー （熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く）	伝熱面積 8m ² 以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	石炭又はコークスの処理能力 5t/日以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）及び煅焼炉 （県条例…16 の項に掲げるものを除く）	原料の処理能力 0.5t/時以上
4	金属の精錬の用に供する溶鋇炉（溶鋇用反射炉を含む）、転炉及び平炉 （県条例…16 の項に掲げるものを除く）	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉 （県条例…16、26、27、28 の項に掲げるものを除く）	火格子面積 0.5m ² 以上 又は 羽口面断面積 0.25m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上 又は 変圧器の定格容量 150kVA 以上

表 4-2-60 (2) ばい煙発生施設対象規模

No.	ばい煙発生施設	対象規模
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉 (県条例…32 の項に掲げるものを除く)	火格子面積 0.8m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力 100kg/時以上
9	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 3L/時以上
10	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉	火格子面積 0.8m ² 以上
11	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む)及び直火炉 (県条例…28 の項に掲げるものを除く)	又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上 又は 変圧器の定格容量 80kVA 以上
12	乾燥炉 (県条例…16、25 の項に掲げるものを除く)	
13	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量 600kV 以上
14	廃棄物焼却炉	火格子面積 2m ² 以上 又は 焼却能力 150kg/時以上
15	金属表面の付着油の処理施設(燃焼式のものに限る)	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5L/時以上
16	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力 0.3t/時以上 又は 火格子面積 0.3m ² 以上 又は 羽口面断面積 0.15m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10L/時以上
17	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量 0.05m ³ 以上
18	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力
19	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	40kg/時以上
20	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 2L/時以上
21	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る)前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く)	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力 30kg/時以上
22	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量 20kA 以上

表 4-2-60 (3) ばい煙発生施設対象規模

No.	ばい煙発生施設	対象規模
23	りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用するりん鉱石の処理能力 50kg/時以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上 又は 変圧器の定格容量 150kVA 以上
24	ふっ酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く）	伝熱面積 5m ² 以上 又は ポンプの動力 0.375kW 以上
25	トリポリりん酸ナトリウムの製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力 50kg/時以上 又は 火格子面積 0.8m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上
26	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA 以上
27	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 2L/時以上 又は 変圧器の定格容量 10kVA 以上
28	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量 0.08m ³ 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 2L/時以上 又は 変圧器の定格容量 10kVA 以上
29	コークス炉 （昭和 50 年 12 月 10 日施行）	原料の処理能力 20t/日以上
30	ビスコースの製膜施設及び製糸施設	原料の処理能力 5t/日以上
31	パルプ製造の用に供する蒸解施設、濃縮施設及び薬品回収施設	
32	金属製品の熱処理施設（処理剤としてシアン化合物を使用するものに限る）	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA 以上
33	繊維の表面加工（合成樹脂を使用するものに限る）の用に供する蒸絨施設	製品の処理能力 400m/時以上

表 4-2-60 (4) ばい煙発生施設対象規模

No.	ばい煙発生施設	対象規模
34	合板の製造又は表面加工（合成樹脂を使用するものに限る）の用に供する乾燥施設	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA 以上
35	イ 塗料の製造の用に供する混合施設、溶解施設及び調整施設 ロ 接着剤の製造の用に供する反応施設、混合施設、溶解施設、及び調整施設 ハ 接着テープ又はフィルムの製造の用に供する混合施設、溶解施設、乾燥施設及び焼付施設 ニ ゴム又はゴム製品の製造の用に供する吹付塗装施設及び乾燥施設 ホ 油脂又は油脂製品の製造の用に供する抽出施設及び蒸溜施設 ヘ 金属の表面加工の用に供する脱脂施設（42の項及び43の項に掲げるものを除く。） ト イからへまでに掲げるもの以外の化学工業品又は石油製品の製造の用に供する施設（県条例施行規則第3条第5号及び第10号～12号までに掲げる物質 ^(注5) を使用するものに限る）のうち蒸発施設、濃縮施設、混合施設及び溶解施設	すべてのもの
36	カプロラクタムの製造の用に供する施設のうちベンゼン処理施設	すべてのもの
37	輸送用機械器具製造の用に供する塗装用乾燥施設	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上
38	フェノール樹脂、メラミン樹脂又は尿素系樹脂の製造の用に供する反応施設及び乾燥施設（34の項に掲げるものを除く。）	又は 変圧器の定格容量 200kVA 以上 又は 伝熱面積が 10m ² 以上若しくはバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上のボイラーから熱源を供給されるもの
39	研磨布紙の製造の用に供する塗工施設及び乾燥施設	すべてのもの
40	鑄造の用に供するシェルモールド中子造型施設	すべてのもの
41	繊維製品の製造の用に供する塗工コーター施設	すべてのもの
42	トリクロロエチレンを使用する脱脂・洗浄施設	空気に接する面の面積 3m ² 以上
43	テトラクロロエチレンを使用する脱脂・洗浄施設	空気に接する面の面積 3m ² 以上
44	ジクロロメタンを使用する脱脂・洗浄施設	空気に接する面の面積 0.5m ² 以上

表 4-2-60 (5) ばい煙発生施設対象規模

No.	ばい煙発生施設	対象規模
45	ウレタンの製造の用に供する発泡施設	すべてのもの
46	接着剤塗布施設	スプレーガンの吹付け能力 30L/時以上
47	偏光フィルムの製造の用に供する延伸施設	すべてのもの
48	ウレタンフォーム原料の製造の用に供する反応施設及び蒸発施設	すべてのもの
49	アクリロニトリルを使用する合成樹脂の製造の用に供する反応施設及び蒸発施設	すべてのもの
50	エチレンカーボネイトの製造の用に供する反応施設	すべてのもの
51	滅菌施設(医療業で使用されているものを除く)	容量 3m ³ 以上

注1) No. は、施行令別表第1の項番号をいう。

注2) 重油換算とは、液体燃料10L、ガス燃料16m³、固体燃料16kg を重油10L に換算することをいう。ただし、「ガス発生炉のうち、水蒸気改質方式の改質器であって、水素の製造能力が毎時1,000m³/時未満の施設(気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。)」及び「気体を燃料とするガス機関」については、下式による。

重油換算量(L/時) = 気体燃料の燃料能力(m³/時) × 気体の発熱量(kJ/m³) ÷ 重油の発熱量(kJ/L)
 ▶改質器：重油の発熱量は40,000kJ/L とする。(平成29年1月6日付け環水大大発第1701061号)
 ▶ガス機関：重油の発熱量は9,600kcal/L とする。(平成2年12月1日付け環大規384号及び平成9年2月12日付け環大規第32号)

注3) 羽口面断面積とは、羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。

注4) 規制対象となるばい煙発生施設は、工場・事業場に設置されるもので、法第2条第2項に規定するばい煙発生施設(法施行令別表第1の11の項に掲げる施設で、条例施行規則別表第1の37の項又は38の項に該当するもの並びに同令別表第1の12の項及び28の項に掲げるものを除く。)及び鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山に設置されるものを除く施設である。をいう。

注5) 県条例施行規則第3条第5号及び第10号～第12号までに掲げる物質とは、ベンゼン、トルエン、キシレン、ノルマルヘキサン、シクロヘキサン、メチルアルコール、酢酸エチルエステル、酢酸ブチルエステル、メチルエチルケトン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンをいう。

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1」(愛知県法規集)

表 4-2-61 粉じん発生施設対象規模

No.	粉じん発生施設	対象規模
1	コークス炉	原料の処理能力 20t/日以上
2	鉱物、土石又はチップの堆積場	面積 500m ² 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石、セメント、チップ又は穀物の用に供するものに限り、密閉式のものを除く）	ベルトの幅 50cm 以上 又は バケットの内容積 0.01m ³ 以上
4	破碎機、粉砕機、摩砕機及び研磨機（湿式のもの及び密閉式のものを除く）	原動機の定格出力破碎機、摩砕機 15kW 以上 粉砕機、研磨機 3.75kW 以上
5	ふるい（湿式のもの及び密閉式のものを除く）	原動機の定格出力 7.5kW 以上
6	打綿機及び混打綿機	原動機の定格出力 5kW 以上
7	チップパー及び碎木機	原動機の定格出力 15kW 以上
8	吹付け塗装機	吹付け能力 30L/時以上

注1 番号は、県条例施行規則別表第2の項番号をいう。

2 規制対象となる粉じん発生施設は、工場・事業場に設置されるものとする。

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第2」（愛知県法規集）

表 4-2-62 炭化水素系物質発生施設対象規模

No.	炭化水素系物質発生施設	対象規模
1	原油、ガソリン、ナフサ、農耕用燃料油又はジェット燃料油（日本産業規格K2209に規定する1号及び2号のジェット燃料油を除く）及び有機溶剤（石油系炭化水素、ハロゲン化炭化水素、アルデヒド類、ケトン類及びアルコール類に限る）の貯蔵施設	貯蔵能力が 1,000kL 以上であること
2	ガソリンスタンドに設置されるガソリンの貯蔵施設	貯蔵能力の合計が 40kL 以上であること
3	ベンゼン、アクリロニトリル又は酸化エチレンの貯蔵施設（1に掲げるものを除く）	貯蔵能力が 10k 以上であること

注1 炭化水素系物質とは、気体状又は微粒子状の炭化水素系の物質（ばい煙を除く。）をいう。

2 番号は、県条例施行規則別表第3の項番号を示す。

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第3」（愛知県法規集）

③ 工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領

愛知県では、窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱第3第2項第1号の規定に基づき、主要な工場・事業場に対し、窒素酸化物排出量の削減を指導するため、必要な事項を定めた工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領を策定しています。

表 4-2-63 工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領における対象施設

指導対象 工場・事業場	指導対象施設	指導内容	
		新增施設 (昭和58年6月15日以後に設置されるばい煙発生施設)	既設施設 (昭和58年6月14日までに設置されたばい煙発生施設)
大気指定工場等 (県条例施行規則第26条)	法第2条第2項に規定するばい煙発生施設 ^{注1}	<p>1 法施行規則第5条及び別表第3の2に定める窒素酸化物の排出基準の20%以上の低減。 ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りでない。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、新設に伴う既存施設の廃止の場合、新設の施設から排出される窒素酸化物の量は、当該廃止施設の量を下回ること。 ただし、新設施設に対する指導は、1の規定による濃度の低減を限度とする。</p>	<p>法施行規則第5条及び別表第3の2に定める窒素酸化物の排出基準(昭和60年3月31日において当該施設に適用される基準)の5%以上の低減。 ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りでない。</p>

注1) 熱源として電気を使用する施設及び都市ガス、LNG 又は LPG を専焼するボイラーについては指導の対象外とする(平成18年3月29日付け17大気号外)。

出典:「大気汚染防止法便覧」(愛知県環境局)

④ ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針

愛知県では、ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関若しくはガソリン機関を設置している者及び新たに設置しようとする者に対し、これらの施設に係るばい煙の低減対策等を指導するため、必要な事項を定めたディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針を策定しています。指導対象施設は、愛知県内の工場・事業場に既に設置されている施設及び新たに設置される施設です。ただし、名古屋市内の工場・事業場に係る施設を除きます。指導内容は表 4-2-64 に、指導目標値は表 4-2-65(1)～(2)に示す通りです。

表 4-2-64 ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導内容

項目	指導内容	
	既存指導対象施設	新設指導対象施設
窒素酸化物排出濃度	表 4-2-65(1)に掲げる窒素酸化物排出濃度の指導目標値以下とすること。 なお、当該施設が指導目標値を満足できない場合は、他の施設により窒素酸化物の低減対策をとること	表 4-2-65(2)に掲げる窒素酸化物排出濃度の指導目標値以下とすること。 なお、当該施設が指導目標値を満足できない場合は、他の施設により窒素酸化物の低減対策をとること
排出口の高さ	できる限り高くすること。	排出口の高さは原則として有効煙突高を 15 メートル以上とすること
測定口の設置	ばい煙濃度及び酸素濃度の測定が容易にできるよう測定口を設けること。	ばい煙濃度及び酸素濃度の測定が容易にできるよう測定口を設けること。
使用燃料	ガス、A 重油等の良質燃料を極力使用すること。	ガス、A 重油等の良質燃料を極力使用すること。
燃料採取箇所の設置	—	液体燃料を使用するものにあつては、燃料の採取が容易にできるよう採取箇所を設けること。
稼働時間	排出量の低減を考慮し、稼働時間を極力短くすること。 稼働時期についても十分配慮すること。	排出量の低減を考慮し、稼働時間を極力短くすること。 稼働時期についても十分配慮すること。

表 4-2-65(1) 既設指導対象施設及び指導目標値

施設の種類	規模	指導目標値 (単位 ppm)
ディーゼル機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のもの	500
ガスタービン	ガスを専焼させるものであつて、燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のもの	50
	液体燃料を燃焼させるものであつて、燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のもの	100
ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のもの	500
備考 重油以外の燃料を使用している場合の重油換算量は、液体燃料 10 リットル又は気体燃料 16 立方メートルがそれぞれ重油 10 リットルに相当するものとして算出する。		

表 4-2-65(2) 新設指導対象施設及び指導目標値

施設の種類	規模	指導目標値 (単位 ppm)
ディーゼル機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 200 リットル以上のもの	200
	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上 200 リットル未満のもの（重油換算 1 時間当たり 50 リットル未満のディーゼル機関が一の事業所に 2 以上設置され、それらの燃焼能力の合計が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上となるものを含む。	400
ガスタービン	ガスを専焼させるものであって、燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のもの	35
	液体燃料を燃焼させるものであって、燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のもの	50
ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35 リットル以上のもの	200
ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35 リットル以上のもの	200
<p>備考 重油以外の燃料の重油換算量は次の方法により算出したものとする。</p> <p>1 ディーゼル機関及びガスタービンにおける重油以外の燃料を使用している場合の重油換算量は、液体燃料 10 リットル又は気体燃料 16 立方メートルがそれぞれ重油 10 リットルに相当するものとして算出する。</p> <p>2 ガス機関及びガソリン機関における重油以外の燃料を使用している場合の重油換算量は、気体燃料は次の換算式により算出し、液体燃料 10 リットルは重油 10 リットルに相当するものとして算出する。</p> <p>(換算式) 重油換算量 (L/h) = 換算係数 × 気体燃料の燃焼能力 (Nm³/h)</p> <p>換算係数 = 気体燃料の発熱量 (Kcal/Nm³) ÷ 重油の発熱量 (Kcal/L)</p> <p>ただし、上式の気体燃料の発熱量は総発熱量を用いることとし、重油の発熱量は、9600Kcal/L とする。</p> <p>3 この表の指導目標値は、次の式により算出された窒素酸化物の濃度とする。</p> $C = C_s \cdot (21 - 0_n) / (21 - 0_s)$ <p>C : 窒素酸化物の濃度 (単位 ppm)</p> <p>0_n : ディーゼル機関にあつては 13 ガスタービンにあつては 16 ガス機関及びガソリン機関にあつては 0</p> <p>0_s : 排ガス中の酸素濃度 (単位%)</p> <p>C_s : 日本産業規格 K0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度 (単位 ppm)</p>		

出典：「ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針」(愛知県)

⑤ 化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量に係る総量規制基準（第9次）

愛知県では、伊勢湾の閉鎖性海域の水質汚濁を防止し、総合的・計画的な水質保全対策を推進するため、「水質汚濁防止法」（昭和45年12月25日法律第138号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）第4条の3に基づき、化学的酸素要求量、窒素及びりんに係る汚濁負荷の削減目標量、目標年度等を定めた「愛知県化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」（令和4年10月）を策定しています。

愛知県では、北設楽郡の一部（天竜川水系）及び渥美半島の太平洋側の一部を除いて、ほぼ全域が指定地域となっています。

調査区域は、ほぼ全域が指定地域に含まれています。

16) 環境の保全を目的とする法令・規制等の内容

① 環境基本条例

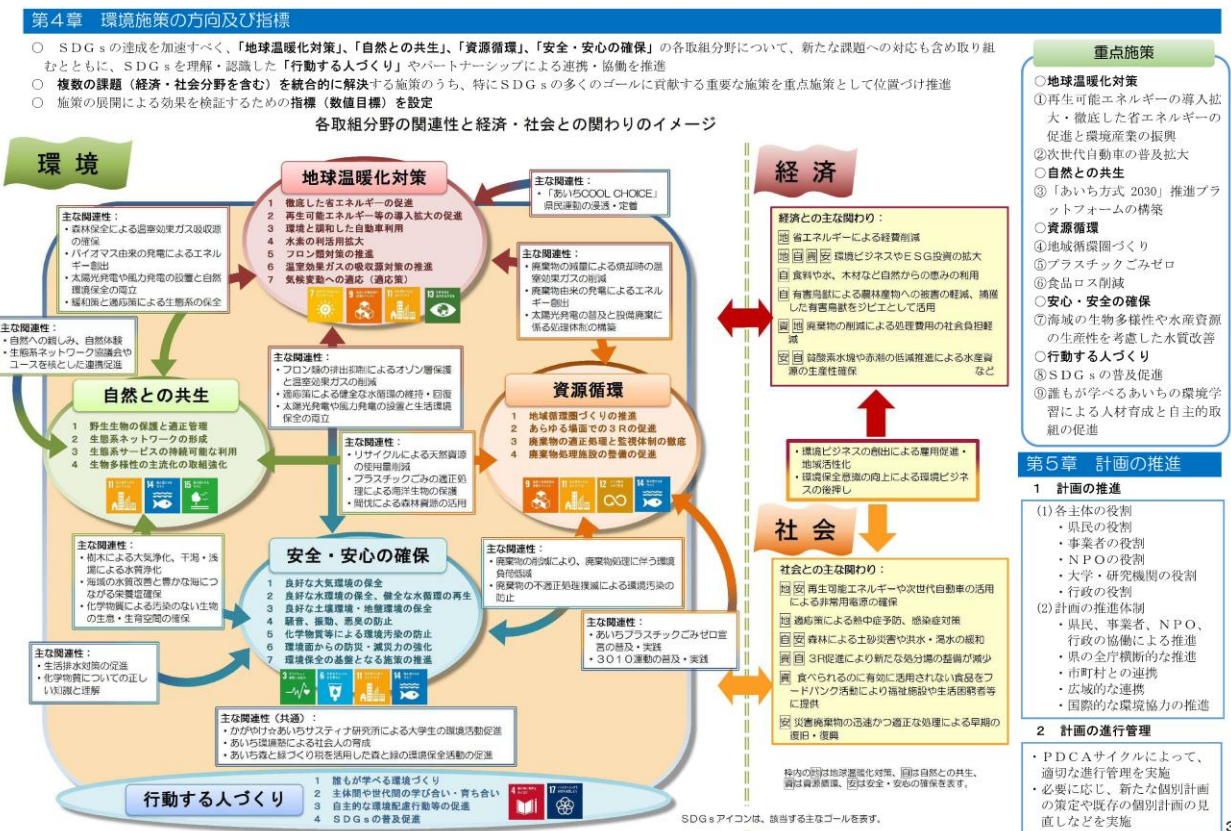
愛知県では、環境の保全について基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として「愛知県環境基本条例」(平成7年3月22日条例第1号、最終改正：平成13年3月27日条例第18号)を定めています。

環境基本条例による規制等の内容は、各分野の項目毎に記述しています。

② 環境基本計画

愛知県では、「愛知県環境基本条例」(平成7年3月22日条例第1号、最終改正：平成13年3月27日条例第18号)第9条に基づき、「SDGs達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する『環境首都あいち』」を目標に、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として「第5次愛知県環境基本計画」(令和3年2月、愛知県)を策定しています。

第5次愛知県環境基本計画の施策等の概要は、図4-2-39に示すとおりです。



出典：「第5次愛知県環境基本計画 概要版」(令和3年2月、愛知県ホームページ)

図4-2-39 第5次愛知県環境基本計画の施策等の概要

③ 自然環境保全条例

愛知県では、自然環境の適正な保全を図るとともに、県土の緑化を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的として、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和48年3月30日条例第3号、最終改正：令和7年3月25日条例第1号）を定め、「愛知県自然環境保全地域（特別地区、野生動植物保護地区）」「指定希少野生動植物種（生息地等保護区）」を指定しています。

調査区域には、「愛知県自然環境保全地域」「生息地等保護区」は存在しません。

④ 生活環境の保全等に関する条例

愛知県では、「愛知県環境基本条例」（平成7年3月22日条例第1号、最終改正：平成13年3月27日条例第18号）第2条に定める基本理念にのっとり、公害の防止、事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減その他生活環境の保全に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、公害を防止するために必要な規制をし、並びに事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減をするための措置に関する事項を定めること等により、県民の健康を保護し、県民の生活環境を保全することを目的として、「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年3月25日条例第7号、最終改正：令和7年3月25日条例第1号）を定めています。

県民の生活環境の保全等に関する条例による規制等の内容は、各分野の項目毎に記述しています。

⑤ 地球温暖化対策に関する条例

愛知県では、「愛知県環境基本条例」（平成7年3月22日条例第1号、最終改正：平成13年3月27日条例第18号）第2条に定める基本理念のっとり、平成30年2月に「あいち地球温暖化防止戦略2030」を策定し、その目標達成に向け、地球温暖化対策の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項並びに事業者及び県民が自主的かつ積極的に取り組むべき事項を定めることにより、全ての主体が一体となって地球温暖化対策及び関連する取組を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、「愛知県地球温暖化対策推進条例」（平成30年10月19日条例第45号、最終改正：令和5年3月22日条例第9号）を定めています。

同条例第6条第1項に基づく「地球温暖化対策の推進に関する計画」として、「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～」（令和4年12月、愛知県）を策定しており、その施策等の概要は、図4-2-40に示すとおりです。



出典：「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）（概要）」（令和4年12月、愛知県ホームページ）

図4-2-40 あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）の施策等の概要

2.8. その他の状況

(1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

本事業の環境影響評価において対象とする廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物(以下、「建設副産物」とする)のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源(建設発生土・コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊、建設発生木材)や廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物)を含みます。建設副産物に係る関係法令等には、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月2日法律第110号、最終改正:平成24年6月27日法律第47号)により、基本的な枠組みが決められています。

建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号、最終改正:令和4年6月17日法律第68号)に従い適正に処理を行うこととされています。また、原材料として利用の可能性があるもの(コンクリート塊・アスファルト・コンクリート塊等)及びそのまま原材料となるもの(建設発生土)は、再生資源として「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年4月26日法律第48号、最終改正:令和7年6月14日法律第46号)並びに個別物品の特性に応じた規制の一つである「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」(平成12年5月31日法律第104号、最終改正:令和4年6月17日法律第68号)に従い、再生資源のリサイクルを行うことが規定されています。

一方、循環型社会に向けた各種の活動を支援するものとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年5月31日法律第100号、最終改正:令和3年5月19日法律第36号)に従い、国や自治体に環境負荷の低い物品(環境物品)の購入を義務付けています。国土交通省においては、「令和7年度国土交通白書」(令和7年6月、国土交通省)によると、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」に基づく全国一斉パトロール等の実施による同法の適正な実施の確保、海上輸送を活用した循環資源物流ネットワークの形成に向けた基本的考え方、廃棄物海面処分場の計画的な確保等について、各種施策の実施状況や評価等のレビューを実施しています。

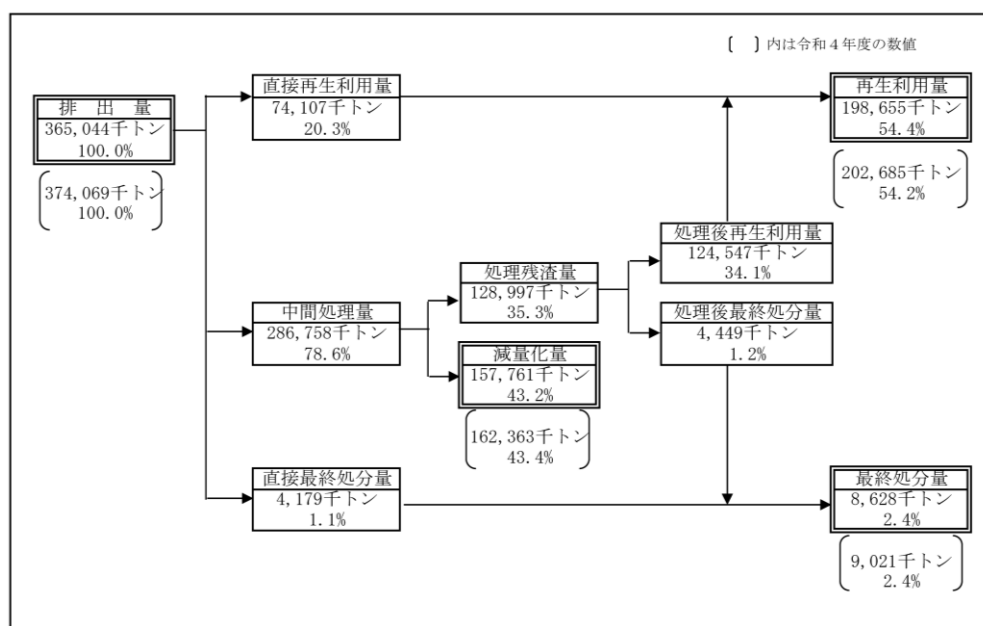
国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を示した「建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ～」(計画期間:最大10年間、必要に応じて見直し)を令和2年9月に策定し、建設副産物の再資源化率等に関する6年度達成基準値を設定するとともに、今後は「質」の向上が重要な視点と考え、①建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献、②社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮、③建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等を主要課題とした取り組むべき施策を実施しています。

愛知県では、廃棄物処理に対する県民の信頼向上を図るために、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を補う観点から、土地所有者や排出事業者の責務の拡大、廃棄物処理施設に関する情報の開示、焼却施設への規制の強化などを盛り込んだ「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」(平成15年3月25日愛知県条例第2号、最終改正:令和7年3月25日愛知県規則第1号)を制定しています。

(2) 廃棄物の再利用・処理技術の現況

「令和6年度事業 産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和5年度速報値」(令和7年3月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)における全国の令和5年度産業廃棄物の処理状況は、図4-2-41に示すとおりです。

産業廃棄物全排出量のうち、再生利用量が占める割合は54.4%、最終処分量が占める割合は2.4%となっています。



※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

出典：「令和6年度事業 産業廃棄物排出・処理状況調査報告書令和5年度速報値」
(令和7年3月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)

図4-2-41 全国産業廃棄物の処理フロー（令和5年度速報値）

また、「建設リサイクル推進計画2020」の目標値は表4-2-66に示すとおりです。

国土交通省では、所轄公共施設や公共事業においてアスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊を路盤材や再生アスファルト合材として再利用を図ってきており、令和2年には「建設リサイクル推進計画2020」(令和2年9月 国土交通省)を策定しています。

「建設リサイクル推進計画2020」によると、2020年度から概ね10ヵ年を計画期間として、国、地方公共団体及び民間が行う建設工事全体を対象に、2024年度を目標年度とする目標値を設定しています。さらに、本計画のフォローアップを行うことにより建設リサイクル法の施行状況、建設リサイクル法基本方針における特定建設資材廃棄物の再資源化・縮減の目標達成状況等を確認し、必要な措置を講じるものとしています。

表 4-2-66 建設リサイクル推進計画 2020 の目標

品目	指標	2018 目標値	2018 実測値	2024 達成基準値
アスファルト・ コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.5%	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.3%	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	96.2%	97%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	94.6%	95%以上
建設混合廃棄物	排出率	3.5%以下	3.1%	3.0%以上
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上	97.2%	98%以上
建設発生土	有効利用率	80%以上	79.8%	80%以上

(参考値)

建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	60%以上	63.2%	—
---------	----------	-------	-------	---

出典：「建設リサイクル推進計画2020」（令和2年9月、国土交通省）

「平成30年度建設副産物実態調査結果」（令和2年1月、国土交通省総合政策局）における、愛知県で実施された公共土木工事から発生した建設副産物の再資源化の状況は表4-2-67に、建設発生土の再利用の状況は表4-2-68に示すとおりです。

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥の再資源化率が98%を超えており、特に高くなっています。また、建設発生土の有効利用率は83%程度となっています。

表 4-2-67 愛知県の公共土木工事における建設副産物の再資源化の状況

廃棄物分類	搬出量 (千 t)	再資源化量 (千 t)	縮減量 (千 t)	最終処分量 (千 t)	再資源化率 (%)
アスファルト・ コンクリート塊	1,097.8	1,097.7	0.0	0.1	100.0
コンクリート塊	527.4	527.2	0.0	0.2	100.0
建設発生木材	3.6	3.4	0.1	0.1	98.4
伐木材・除根材	72.4	67.7	3.8	0.9	98.7
建設汚泥	270.5	203.1	66.0	1.4	99.5
建設混合廃棄物	22.1	16.7	1.3	4.0	81.8
廃プラ	4.4	2.5	1.0	0.9	79.6
紙くず	0.3	0.2	0.1	0.0	94.6
金属くず	8.1	7.9	0.0	0.2	97.2
廃石膏ボード	0.0	0.0	0.0	0.0	96.7
廃塩ビ管	0.5	0.5	0.0	0.0	91.1
建設廃棄物計	2,007.0	1,929.9	72.3	7.9	99.6

注1) 「国土交通省等」「その他の国」「特殊法人等」「都道府県」「政令指定市」「その他の市町村」が発注した公共土木工事における発生量の合算である。

注2) 再資源化率は、搬出量全体における再資源化量の割合を示している。

出典：「平成30年度建設副産物実態調査結果」（令和2年1月、国土交通省総合政策局）

表 4-2-68 建設発生土の利用の状況

県	有効利用量 (千 m ³)	その他 (千 m ³)	場外搬出量 (千 m ³)	現場内利用量 (千 m ³)	有効利用率 (%)
愛知県	2,402.7	1,224.7	3,627.3	3,389.1	82.5

注1) 「国土交通省等」「その他の国」「特殊法人等」「都道府県」「政令指定市」「その他の市町村」が発注した公共土木工事における発生量の合算である。

出典：「平成30年度建設副産物実態調査結果」（令和2年1月、国土交通省総合政策局）



図 4-2-42 産業廃棄物処理施設位置

(4) 温室効果ガス等の状況

愛知県の温室効果ガス総排出量の推移を表 4-2-70 に示します。愛知県内の温室効果ガス総排出量は、2013年に82,384千トン-CO₂で、2022年に70,097千トン-CO₂となり、14.9%減少しています。

愛知県では、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指し、2030年度までに県内の温室効果ガス総排出量を2013年度比で46%削減するという目標を掲げています。また、「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～」（2022年12月、愛知県）を策定し、地球温暖化対策の推進に関する計画を進めています。

表 4-2-70 愛知県内の温室効果ガス総排出量の推移

(単位：千トン-CO₂)

部門等		年度														2022年度対2013年度比
		1990	2000	2010	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022		
CO ₂ 起源 注1	産業部門	42,898	40,445	38,548	40,153	39,827	39,512	40,198	40,880	40,395	37,628	34,882	34,816	33,938	▲15.5%	
	業務部門	8,387	9,814	9,374	12,072	11,336	10,881	9,829	9,688	9,811	9,144	8,431	8,407	9,058	▲25.0%	
	家庭部門	7,315	8,761	8,629	8,584	8,000	7,376	7,463	7,569	6,893	6,577	6,388	6,271	6,687	▲22.1%	
	運輸部門	11,041	13,544	11,270	13,327	12,941	13,387	13,400	13,541	13,308	13,344	11,330	11,643	12,188	▲8.5%	
	エネルギー転換部門	1,481	1,409	2,401	2,435	2,341	2,303	2,364	2,337	2,270	2,183	1,989	2,265	2,325	▲4.5%	
非エネルギー起源 CO ₂		2,099	2,255	2,371	2,225	2,186	2,163	2,216	2,336	2,451	2,306	2,257	2,192	2,109	▲5.2%	
メタン		367	323	282	450	429	424	407	406	462	430	431	428	412	▲8.5%	
一酸化二窒素注2		758	1,094	1,184	978	939	913	910	919	916	871	819	866	905	▲7.5%	
代替フロン等4ガス		2,664	1,683	1,145	2,159	2,380	2,540	2,863	2,923	3,025	3,196	3,160	3,326	2,874	+33.1%	
総排出量		77,012	79,328	75,204	82,384	80,379	79,499	79,647	80,600	79,530	75,679	69,682	70,215	70,495	▲14.4%	
森林吸収量		-	-	-	-	▲436	▲437	▲414	▲415	▲409	▲373	▲352	▲371	▲398	-	
総排出量 (森林吸収量控除後)		77,012	79,328	75,204	82,384	79,943	79,062	79,233	80,185	79,120	75,306	69,330	69,844	70,097	▲14.9%	

注1) 電力のCO₂排出係数は調整後排出係数により算出。

注2) 代替フロン等4ガスは、HFC_s、PFC_s、SF₆、NF₃の合計。また、2012年度までは、HFC_s、PFC_s、SF₆の3ガスの合計であり、1990年度の排出量は1995年度の排出量で代用した。

注3) 四捨五入により総排出量とその内訳が一致しない場合がある。

出典：「2022年度温室効果ガス総排出量について」（愛知県ホームページ）

「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」（愛知県）

(5) 公害苦情の状況

豊橋市、田原市における公害苦情件数の状況は図 4-2-43 に示す通りです。豊橋市では騒音が最も多く、田原市では悪臭が最も多くなっています。

出典：「令和6年度刊愛知県統計年鑑」（令和7年3月、愛知県ホームページ）

図 4-2-43 豊橋市・田原市における公害苦情件数の状況（令和4年度）